

第176回国会閣第7号に対する修正案

第176回国会衆議院総務委員会可決

放送法等の一部を改正する法律案に対する修正案

放送法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中放送法第十四条の改正規定、第十五条の改正規定、第十六条第三項第五号の改正規定、第二十二條の二の改正規定、第二十三条の改正規定、第二十三条の三の改正規定、第二十七条第四項の改正規定及び第二十九条の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「第十六条第三項第五号の改正規定、同法第二十七条第四項の改正規定及び同法」を削り、「並びに第五条」を「及び第五条」に、「及び第十三条」を「、第十三条及び第十四条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十三条の三の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法」を削る。

附則第三条中「第一条の規定による改正後の放送法第八条の三第二項の認可、同法第五十三条の十、」を削る。

附則第十四条第一項を次のように改める。

政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。